

「第二期政府共通プラットフォームにおける運用管理等提供業務(令和7年度)の請負」意見招請結果に対する回答

連番	意見内容				回答	
	質問/意見	頁	項目名	意見・質問等		
1	意見	15	第3 作業の実施内容に関する事項 2 作業内容の詳細 (1) 運用準備 エ 施設・設備準備	<p>別紙1にて、【運用管理室は専用網を通じて、セッション施設経由でメインセンタ及びサブセンタの機器及びソフトウェアに対する監視業務及び運用業務が実施できること】とあります。運用管理端末は運用管理室内のネットワークに接続するため、インターネットへ直接接続できないため、TeamsやSlack、メールが使用できません。</p> <p>この部分は別途コミュニケーション用の端末を用意する整理としていただければと考えております。</p>	<p>※意見内容(赤字記載)を反映させた仕様文を下記記載。</p> <p>(運用管理端末)</p> <p>請負者は運用管理等業務のために政府共通PFにアクセスするための本役務専用の運用端末を必要台数用意すること。請負者が使用する運用管理端末は以下の要件を満たすこと。ただし、マネージドサービスで使用する端末は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に利用する端末は、請負者にて管理し、業務利用が認められていること。 ・端末ログインにあたり生体認証(指紋、静脈、顔、光彩等)を必須とすること。 ・政府共通PFへ直接接続する環境へのログインにあたり、多要素認証を必須とすること。 ・政府共通PF共用領域の踏み台サーバを経由して各種リソースへ接続すること。 ・OSはWindowsとし、契約期間内はサポート期間が有効かつ、更新プログラム等については常に最新の状態を維持すること。また、必要なライセンスについては請負者が準備すること。 ・Microsoft Officeがインストールされていること。なお、設計文書にVisioで作成したものがあため、Visioを利用可能な仕組みも用意すること。 ・ウェブブラウザとしてChrome、Firefoxがインストールされていること。また、契約期間内は最新の状態を維持すること。 ・ウイルス対策ソフトウェアがインストールされており、かつ、契約期間内はパターンファイルや更新プログラム等、最新の状態を維持すること。ウイルス対策ソフトウェアは原則として請負者が準備するものとするが、主管課との調整により、運用管理室において使用するインターネット接続を伴わない端末については主管課から配布する。 ・一部端末においては、コミュニケーションツールとして、Microsoft Teams及びSlackが利用可能(Web会議を主催することが可能)であること。なお、Microsoft Teamsに使用するアカウントは請負者が準備すること。Slackについては発注者が払い出すアカウントを使用すること。 ・一部端末においては、メールの送受信が可能であること。なお、メールアドレスは請負者が準備すること。 	御意見を踏まえ、追記修正いたします。
2	質問	15	第3 作業の実施内容に関する事項 2 作業内容の詳細 (1) 運用準備 エ 施設・設備準備	FAT端末に限定されず、VDI環境を含め業務環境を幅広く検討することができる、という認識ですが、齟齬はありませんでしょうか	御認識のとおりです。	